

「令和6年度大分労基署管内行動災害ゼロ運動」

実施要綱

令和6年9月1日
大分労働基準監督署

1 趣旨・目的

大分労働基準監督署管内における休業4日以上之死傷者数（新型コロナウイルス患者数を除く。以下同じ。）は、令和4年以降2年連続で増加しており、令和5年を見ても、全業種の死傷者数は756人、業種別では第三次産業の死傷者数は426人、また、事故の型別では「転倒」による死傷者数は257人、腰痛等の「動作の反動・無理な動作」による死傷者数は96人となっており、これらの死傷者数は全て過去10年間で最多となっている。

また、令和6年7月末現在における休業4日以上之死傷者数は、第三次産業の死傷者数は227人と昨年同期比で26.1%（+47人）の増加、さらに「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」の職場における労働者の作業行動を起因とする労働災害（以下「行動災害」という。）についても過去最多であった令和5年を上回っている状況にあるなど死傷者数の増加は大変憂慮すべき状況にある。

このような背景として、高齢化による身体機能の低下等も考えられるが、転倒や腰痛は日常生活でも発生するようなものであること、命に関わるようなものが比較的少ないことから、自らの危機ととらえて対策を講ずる必要性の認識に至らないということも考えられ、これまでのアプローチでは行動災害による労働災害を減少させられなくなっている。

第三次産業における労働災害、全業種における行動災害を防止するためには、まず、労働災害を自分ごととしてとらえ、対策すべき社会問題として解決策を考えていく機運の醸成を図り、顧客や消費者も含めた全ての

テークホルダーが一丸となり、労働者の安全を第一に掲げて取組を進めていく必要がある。

このため、大分労働基準監督署では第14次労働災害防止計画の2年目に新たに「令和6年度大分労基署管内行動災害ゼロ運動」を展開して、第三次産業を中心とした行動災害や高齢労働者の労働災害防止、「Safe Work OITA」ロゴマークの活用状況等の「安全の見える化」事例を募集することで、安全衛生活動に積極的に取り組む事業場をさらに増やし、個々の労働者の安全衛生に対する意識の高揚を図り、行動災害の撲滅のみならず、ひいては労働災害の撲滅を図る。

2 実施期間

令和6年9月1日から令和7年3月31日まで

令和7年度以降は、行動災害防止活動の定着状況及び行動災害の動向を見極めた上で主唱者が年度毎に継続の有無を判断する。

3 主唱者

大分労働基準監督署

4 実施者

管内すべての事業場の経営者及びその労働者
労働災害防止団体
各事業者団体

5 主唱者の実施事項

- （1）「令和6年度大分労基署管内行動災害ゼロ運動」への参加をあらゆる機会を通じて呼びかけ、管内の気運の醸成に努める。
- （2）別途定める「令和6年度大分労基署管内行動災害ゼロ運動『安全の見える化』取組事例募集要領」の周知を図り、積極的な取組事例の募集について呼びかける。

(3) 行動災害防止、高齢労働者の労働災害防止対策等の顕著な取組を行っている事業場について、事業場の承諾を得て大分労働局ホームページや「監督署通信ご安全に！」において、事業場名や「安全の見える化」の取組内容を公表するとともに、優秀な取組を実施している事業場について表彰する。

(4) 実施者の実施事項について指導、援助する。

6 労働災害防止団体、事業者団体等の実施事項

(1) 本運動及び「大分労基署管内行動災害ゼロ運動『安全の見える化』取組事例募集要領」の会員事業場への周知、徹底

(2) 各種労働災害防止用リーフレット等の配布

7 実施者の実施事項

(1) 令和6年度大分労基署管内行動災害ゼロ運動及び本運動「安全の見える化」取組事例募集要領に基づく取組の推進、積極的な参加

(2) 経営トップによる行動災害防止への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚

(3) 安全衛生管理の自主的な改善の推進を図るため「14次防取組状況点検票」による各項目に係る点検を実施及び当署への報告

(4) 労働災害を防止し「安全・安心」な職場の実現を目指す大分労働局独自のロゴマーク「Safe Work OITA」の活用

(5) 安全衛生管理体制の整備・確立（役割・権限の明確化）

(6) 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全衛生活動の充実・活性化

(7) 転倒災害防止対策

ア 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消

イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置

ウ 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の推進

エ 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用

オ 耐滑性や重量バランスに優れた、転倒防止に有効な靴の着用

(8) 職場における腰痛予防対策

ア 職場における腰痛予防対策指針に基づく取組

イ 厚生労働省ホームページ掲載の腰痛予防対策に係る教材、資料、取組事例、腰痛予防対策動画の活用

ウ 大分県が実施する「ノーリフティングケア用福祉機器導入支援事業」（介護サービス事業を行う「介護サービス事業者」に限る。）の活用

(9) 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく対策

ア 事業者による健康保持増進及び労働災害防止に積極的に取り組む旨の方針表明

イ 身体機能の低下等による労働災害の発生を考慮したリスクアセスメントの実施

ウ 高齢労働者が安全に働き続けることができるよう、事業場の実情に応じた施設、設備、装置等の改善及び体力の低下等の高齢労働者の特性を考慮した、作業内容等の見直し

エ 労働安全衛生法に基づく雇入時及び定期健康診断の確実な実施及び健診結果を活用した労働者自身による健康状況の理解を促すための健康指導の実施

オ 体力の状況を客観的に把握し、労働者自身による身体機能の維持向上を促すための体力チェックの活用